（広域計画）

第三条の三　都道府県は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき、当該都道府県の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画（以下「広域計画」という。）を定めることができる。

2　広域計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　緑地の保全及び緑化の目標

二　緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

三　緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

四　都道府県の設置に係る都市公園（都市公園法第二条第一項に規定する都市公園をいう。次条第二項第四号において同じ。）の整備及び管理に関する事項

五　町村の区域内の緑地保全地域内における第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

六　特別緑地保全地区内における第十七条の規定による土地の買入れ及び買い入れた土地の管理に関する事項

3　広域計画は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画との調和が保たれるとともに、景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第一号の景観計画区域をその区域とする都道府県にあつては同条第一項の景観計画との調和が保たれ、かつ、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全区域をその区域とする都県にあつては首都圏保全法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏近郊緑地保全区域をその区域とする府県にあつては近畿圏保全法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならない。

4　都道府県は、広域計画を定めるときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係市町村の意見を聴かなければならない。

5　都道府県は、広域計画に第二項第五号に掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

6　都道府県は、広域計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

7　第三項から前項までの規定は、広域計画の変更について準用する。

第四条に見出しとして「（基本計画）」を付し、同条第一項中「ため」の下に「、基本方針に基づき（広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して）」を加え、同条第二項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項

第四条第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同項第五号中「単に」を削り、同号を同項第七号とし、同項第四号中「事項で次に掲げるもの」を「次に掲げる事項」に改め、同号ニ中「第五十五条第一項又は第二項の規定による」及び「（次章第一節及び第二節において単に「市民緑地契約」という。）」を削り、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第二十四条第一項の規定による」及び「（次章第一節及び第二節において単に「管理協定」という。）」を削り、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　緑地の有する機能の維持増進を図るために行う事業であつて高度な技術を要するものとして国土交通省令で定めるもの（以下「機能維持増進事業」という。）の実施の方針

第四条第二項第四号を同項第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四　市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項

五　緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項（町村にあつては、ロからニまでに掲げる事項）

イ　第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

ロ　緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

ハ　第二十四条第一項の規定による管理協定（次号ニ、第八条第九項第七号及び第十四条第九項第五号において「管理協定」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ニ　第五十五条第一項又は第二項の規定による市民緑地契約（次号ホ、第八条第九項第八号及び第十四条第九項第六号において「市民緑地契約」という。）に基づく緑地の管理に関する事項

ホ　その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項

第四条第五項を削り、同条第四項中「定めようとする」を「定める」に、「開催等」を「開催その他の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（平成五年法律第九十一号）」、「（平成十六年法律第百十号）」及び「、緑地保全地域をその区域とする市町村にあつては第六条第一項の規定による緑地保全計画に」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　前項第六号ロに掲げる事項には、市町村又は第六十九条第一項の規定により指定された都市緑化支援機構（以下この項及び次章第二節において「都市緑化支援機構」という。）が特別緑地保全地区内の土地において行う機能維持増進事業に関する事項を定めることができる。この場合において、都市緑化支援機構が行う機能維持増進事業に関する事項を定めるときは、あらかじめ、都市緑化支援機構の同意を得なければならない。

第四条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項第四号イ」を「第二項第五号ロ又は第六号イ若しくはロ」に、「定めようとする」を「定める」に、「同号ロからニまで」を「同項第五号ハ若しくはニ又は第六号ハからホまで」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6　市は、基本計画に第二項第五号イに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、市町村都市計画審議会（当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。

第六条の見出しを「（緑地保全地域における行為の規制等の基準）」に改め、同条第一項中「当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画（以下「緑地保全計画」という。）を定めなければ」を「第八条の規定による行為の規制又は措置の基準を定め、これを公表しなければならない。この場合において、当該都道府県にあつては、これを関係町村に通知しなければ」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「緑地保全計画を定める」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　前二項の規定は、都道府県等が第三条の三第二項第五号に掲げる事項を定めた広域計画又は第四条第二項第五号イに掲げる事項を定めた基本計画を第三条の三第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第四条第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定により公表している場合については、適用しない。

第六条第六項を削る。

第八条第二項中「緑地保全計画で定める基準」を「第六条第一項に規定する基準（同条第三項に規定する場合にあつては、第三条の三第二項第五号又は第四条第二項第五号イに規定する基準。第八項において同じ。）」に改め、同条第三項中「前項の」及び「第一項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項中「第一項の」及び「第二項の」の下に「規定による」を加え、同条第五項中「第一項の」の下に「規定による」を、「三十日」の下に「（前項の規定により第三項の期間が延長された場合にあつては、その延長された期間）」を加え、同条第七項中「第一項の」の下に「規定による」を、「同項の」の下に「規定により」を加え、「しようと」を削り、同条第八項中「緑地保全計画で定める」を「第六条第一項に規定する」に改め、同条第九項第六号中「緑地保全計画に」を「基本計画において」に、「緑地の」を「当該緑地保全地域内の緑地の」に改める。

第十四条第四項中「行為で」を「行為であつて」に改め、同条第七項中「第四項の」及び「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第八項中「しようと」を削り、同条第九項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の土地における機能維持増進事業の実施の方針に従つて行う行為